

## 超未熟児の周産期死亡に関する研究

(E インデックスという概念の導入)

小 泉 武 宣

### 研究目的

新生児医療の進歩にとまない、極小未熟児や超未熟児の保育成績は向上してきた。しかし超未熟児の保育成績を問題とした場合、生産児の保育成績だけではなく死産例も検討しなければ、その実態はつかめない。また平成3年1月からは abortion の定義も妊娠24週未満から妊娠22週未満に変えられた現実をふまえ、超未熟児の実態を把握できる周産期衛生統計をめざした。

### 研究方法

然るべき手続きを等て許可を得た後、人口動態調査出生票付票、死亡小票および人口動態調査死産票より、1988年の群馬県における極小未熟児の出生状況、超未熟児の新生児死亡（日齢28未満の死亡）および妊娠22週から妊娠29週の死産例の検討を population base で行った。

### 研究結果

1988年における群馬県の出生数は21,017人であり、新生児死亡率は2.7で全国と同値であった。死産率は人工が全国23.9に対して群馬県17.3、自然が全国（19.5に対して）17.3であった。出生数に対する低出生体重児の割合は全国6.0%、群馬県5.4%であった。極小未熟児（出生体重1,500 g 未満）出生数は100名でありその内33名が超未熟児であった。極小未熟児の新生児死亡数は17名（死亡率17%）、超未熟児の新生児死亡数は10名（死亡率30.3%）であった。

妊娠22週から妊娠29週の死産総数は148例で、自然が90例、人工が58例であった（図1、表1）。

population base での超未熟児の保育成績の指標として、超未熟児の全出生数と妊娠22週から妊娠29週の自然死産数に対する超未熟児の新生児死亡数と妊娠22週から妊娠29週の自然死産数の割合を E インデックス（表2）としてもとめた。この E インデックスは81.3であった。

### 考 察

ある特定の周産期センターや NICU における超未熟児の保育成績の報告は数多くみられるが、population base での超未熟児の実態はつかめていない。それは周産期死亡率や新生児死亡率の組合せでは超未熟児の保育成績はうかがいようがないからであり、このことは以前から

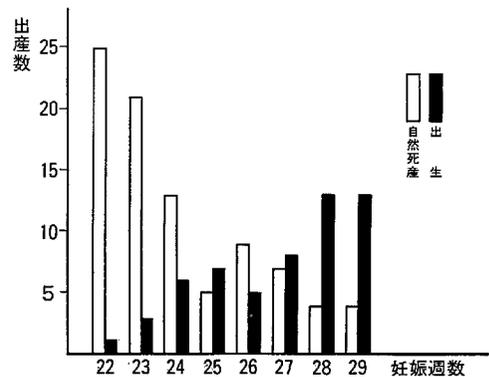


図1 妊娠22週～29週における出生・自然死産の割合（1988年）

表 1 妊娠 22 週～29 週の死産状況(1988 年)

	自 然		人 工	
	総 数	病 院 診 療 所	総 数	病 院 診 療 所
前 橋	16	9	12	1
		7		11
高 崎	14	11	14	5
		3		9
桐 生	8	2	3	1
		6		2
伊勢崎	7	4	3	0
		3		3
太 田	7	4	4	2
		3		2
渋 川	8	4	4	0
		4		4
藤 岡	3	2	4	2
		1		2
富 岡	5	3	2	1
		2		1
安 中	2	0	3	2
		2		1
中之条	7	7	1	1
		0		0
沼 田	6	3	4	0
		3		4
館 林	7	4	4	3
		3		1
県	90	53	58	18
		37		40

表 2 超未熟児保育の指標

○ 超未熟児死亡率

○ E インデックス

$$E \text{ index} = \frac{(\text{超未熟児の新生児死亡数}) + (\text{妊娠 22 週～29 週 of 自然死産数})}{(\text{超未熟児出生数}) + (\text{妊娠 22 週～29 週 of 自然死産数})} \times 100$$

例) 1988 年の群馬県

$$E \text{ index} = \frac{10+90}{33+90} \times 100$$

$$= 81.3$$

指摘されていた。また abortion の定義も平成 3 年 1 月より妊娠 24 週未満から妊娠 22 週未満に変更された現実をふまえ、仁志田らによる胎内発育曲線で AFD の場合に超未熟児に相当する妊娠 22 週から妊娠 29 週の自然死産を考慮に入れて、E インデックスなる概念を導入してみた。E

インデックスの意味するところは、人工死産を除いた全出産に対する死産を含む新生児死亡の割合である。この E インデックスは population base で超未熟児の実態を経時的に把握するのに有用と考えられる。



## 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



### 研究目的

新生児医療の進歩にともない、極小未熟児や超未熟児の保育成績は向上してきた。しかし超未熟児の保育成績を問題とした場合、生産児の保育成績だけではなく死産例も検討しなければ、その実態はつかめない。また平成3年1月からは abortion の定義も妊娠 24 週未満から妊娠 22 週未満に変更された現実をふまえ、超未熟児の実態を把握できる周産期衛生統計をめざした。